

第 3 5 回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成19年4月19日(木)

大阪市環境局12階 第1会議室

開 会 午後2時1分

○縣課長代理 ただいまから第35回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、本日の出席状況でございますけれども、現在のところご欠席のご連絡をいただいておりますのは藤田副会長でございます。それから寺澤委員・原田委員はまだ来られておりませんが、たぶん遅れておられると思います。時間の都合もございますので、先に始めさせていただきたいと思います。

なお、本日は会場の都合で若干手狭なためご迷惑をおかけしますけれども、ご理解をよろしく願いいたします。

さて、大阪市におきましては、本年4月に組織改編が行われまして、旧環境事業局と旧都市環境局環境部が統合され、新たに環境局が発足いたしました。それに伴いまして人事異動がございましたので、最初に本市の出席者を私からご紹介させていただきます。

(大阪市側出席者紹介)

○縣課長代理 少しお時間をいただきまして、環境局長よりごあいさつをさせていただきます。

○檜垣局長 一言ごあいさつを申し上げます。郡寫会長をはじめ審議会の委員の皆様方におかれましては、本市廃棄物処理行政に関しまして日頃からご理解とご協力を賜り、さらには審議会における真摯なご審議をいただき、誠にありがとうございます。

ただいま司会者からもありましたように、4月1日の職制改正によりまして、環境事業局と都市環境局環境部を統合いたしまして、生活環境から地球環境まで総合的な環境行政を推進する環境局を設置いたしまして、私はその初代局長を拝命したところでございます。私自身廃棄物処理行政に携わるのは初めてでございますが、環境局として総合的な環境行政の推進に向け努力する所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

現在環境問題は社会的に大きく取り上げられておりまして、市民の関心も高まりつつあります。また廃棄物処理行政につきましても、循環型社会の構築、廃棄物の適正処理という大きな命題に向けまして、市民、事業者等との連携、協働による事業の推進が今後ますます必要であると考えているところでございます。

現在ご審議いただいております事業系ごみの減量施策のあり方につきましては、本市における重要な課題の一つでございますので、今後とも引き続きまして委員の皆様方からの

真摯なご審議、貴重なご意見を賜りたく存じておりますので、よろしく願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願い申し上げます。

○縣課長代理 本日の資料を確認させていただきたいと思います。

(配付資料確認)

○縣課長代理 それでは本題に入らせていただきます。郡寫会長、よろしく願いいたします。

○郡寫会長 早速ではございますけれども、第35回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきたいと思います。

今、皆さんのお手元にあります資料をもとに、さらなる議論を進めていただくために資料請求があった分についての追加的な説明と、今後施策提案をいただくわけですが、それに先立ちまして、これまで皆さん方からいただきました論点を整理しながら課題抽出をし、その課題の共有化を図りたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、事務局から資料に基づいてご説明をお願いします。

○辻課長 私から本日の資料について説明をしたいと思います。まず、資料の構成ですが、前回の審議会で委員の皆様方からご意見をいただき追加資料等のご要望があった分につきまして、資料1にまとめております。それから、資料2につきましては、以後の審議をスムーズに進めるために、32回から34回までのご討議で現在どういうところに来ているかという到達状況、さらに今後の論点を整理させていただいております。

それでは、まず前回の審議会でご要望をいただきました追加資料等の説明から始めさせていただきます。

資料1の1ページをお開きいただきたいと思います。政令市（横浜市・名古屋市・大阪市）のごみ量推移を昭和35年から比較しております。前回の審議会でも藤田副会長から、名古屋市のごみの状況を分析する中で、名古屋市が事業系の排出量が少ないことに関して、もっと以前に大きく変化した時期があるのではないかとご指摘をいただきました。我々として遡れるところまで遡りまして、『大都市比較統計年表』という資料をもとに、昭和35年からの比較をさせていただきました。事業所数が多い名古屋市と大阪市、それから横浜市の比較をしております。

名古屋市につきましては、昭和45年～47年ぐらいに大きな変化がございます。グラフの白い部分は、名古屋市が直営で収集しているごみ量を表しております。点線の部分は、各

事業者が自分で焼却工場なりへ搬入されている量を表しております。それから、平成10年～16年のところに真ん中に黒い印がございますが、これが許可業者なり委託で収集されている量でございます。従って、名古屋市の場合は事業者自らが搬入されている量が非常に多いということで、昭和45年～47年ぐらいに非常に大きな変化があつて、この自己搬入について何らかの対応をされたのかなということがわかります。しかし、資料も古うございまして、ここでどういう政策をとられたかというのはもうひとつはっきりしないという状況でございます。破線は人口を表しております、人口の伸びと直営で収集している家庭を対象にした量がほぼ並行した形になっております。名古屋市の現在の許可業者数は31業者でございます。

横浜は、ご存じのように非常に人口が増えてきております。白い部分は直営で収集している部分で、人口の増と家庭系ごみ（直営でとられている部分）は並行しているのではないかと考えております。横浜市の事業系ごみ量の推移は大阪市と似た動きでございます、過去に遡ってもそれほど大きな変化がない。事業所数の伸びに応じて増加してきているということでございます。横浜市の許可業者数は、最近の数字で 102業者でございます。

大阪市は、人口の一番ピークが昭和40年で 315万人でございます。大阪市の人口はそこから右肩下がりになっており、平成19年3月時点で 263万人まで減ってきております。大阪市のつきましては、人口が下がっているにもかかわらず家庭系ごみが増えています。昭和40年の 315万人の人口を擁していた時には世帯数が85万世帯ございまして、世帯人数は 1世帯 3.7人ぐらいであります。ところが、現在の人口 263万人に対します世帯数は 126万世帯でございますので、世帯構成人数は2.08人になります。従いまして、ごみの増加は、世帯数が伸びてきたからではないかと考えております。そのため、人口減にもかかわらず家庭系ごみの量が伸びてきております。

一方、事業系ごみにつきましては、大阪市の場合、いわゆる経済の発展に伴いまして、平成3年ぐらいをピークに、そこまですっと右肩上がりのラインとなっております。平成3年以後に大規模建築物への指導や産業廃棄物の排除の取組みを行い、現在の処理量に落ち着いております。

横浜市の場合は大阪市と同じように伸びてきますけれども、自己搬入は平成12年がピークになってございまして、平成15年1月に「G30」ということで、中田市長になられてから紙ごみの工場での受け入れ廃止とか、建設系の解体木屑の受け入れをやめていますの

で、それ以降急激な落ち込みがあります。我々大阪市としては横浜市と比較して早い時期に同様の施策を実施しており、もう少し早くから落ちているのではないかと考えております。また大阪市のごみの量は経済の状況と非常にマッチしていると思います。

余談になりますけれども、昭和47年の大阪のごみ量が昭和46年と比較して落ちております。この落ち込みは第1次石油ショックの時代でございます。それから、昭和55年～57年の落ち込みが、第2次石油ショックでございます。平成2年～6年に2つの山がございますけれども、これがいわゆるバブル崩壊でございます。第2次石油ショックからバブル崩壊までの間、円高不況がずっと続くわけですけれども、その当ても経済の動きに連れてごみの量が推移をしております。それ以降は、循環型社会の白書にも載っておりますが、デカップリングと言いまして、ごみの量が経済成長と必ずしも一致していない状況で、経済が上向いているにもかかわらず、ごみ量はそんなに増えていないということがごみ量の推移に表れております。

従って、前回ご指摘をいただきましたけれども、本日お示した資料以上にあまりわからない。名古屋につきましても、事故搬入ごみに昭和45年～47年に大きな変化があったということになっております。それが1つ目のご指摘に対する説明でございます。

2ページにつきましては、政令市におけるごみの処理量をもう一回ここでお示しております。事業所数の多い政令市につきましては、ごみの総排出量に占める事業系ごみの割合が非常に高い。下のグラフの破線ですけれども、事業系ごみが4割ぐらいでございます。政令市で最も事業所数が多い大阪市では、事業系ごみの割合が6割ぐらいに達しているのがおわかりいただけると思います。この時点での大阪市の事業所数は、統計上20万3,220でございます。名古屋市は12万8,660でございます。京都市は、事業所数としては8万227でございますけれども、京都市の場合も事業系ごみが非常に多いということが、政令市全体の状況ということでご理解をいただきたいと思っております。

3ページは、中根先生より事業系ごみの発生量と資源化量が数値的にちょっと理解できないところがあるというご指摘をいただいております。我々としては、品目別に整理をした後、もう一回改めて数字もチェックをさせていただきますということでご回答申し上げましたので、今回、改めて数字を出させていただきますということでご回答申し上げます。平成17年度につきまして、前回ご報告した数字はいくらか集計上の取り違え等もございまして、今日お渡ししている数字が修正したものであるということでご理解をお願いしたいと思います。その表からわかりますのは、資源化量としては年々増加しており、資源化率についても安定してまいって

おります。後で出てまいります、建物用途別では資源化率に差異が生じておりますけれども、製造工場と倉庫の資源化率が一番いいということがわかります。

4 ページ。それを紙類と紙類以外に分けまして集計しますと、紙類は実線の折れ線グラフで、全用途で69%、一番資源化率の高いのは店舗ビル・百貨店の83%という形で推移しております。棒グラフで言いますと、上の2つの枠になります。紙を除きました量で比較しますと、破線の折れ線グラフでございまして、平均41%ぐらいの数字になっております。

5 ページでございしますが、さらに用途別に比較してみました。これは以後ご紹介いたしますすべての建物用途について共通して言えることでありますけれども、全用途で見ましても、紙ごみについては、OA紙とOA紙以外・新聞紙・雑誌・段ボールは7割以上9割がたりサイクルに回っておりまして、それぞれの排出事業者さんが大変なご努力をいただいていると感じております。それから、紙類以外につきましては、びん・缶は8割から9割、プラスチック類でも5割、ほとんどリサイクルに回っているという状況でございませぬ。この傾向は全用途別に比較しても変わりませぬ。

7 ページ。事務所としても同じ傾向でございませぬ。特に変わるところはございませぬけれども、その他の紙はかなり資源化率が低い。この辺はまた後でご説明をいたしますけれども事業系ごみの組成分析等実態調査を予定しておりますので、その調査結果などを加味しながら何か新しい情報を排出事業者さんに提供できる部分が出てくるかもしれません。その他の紙を除いては、ほとんどリサイクルされております。

続きまして、店舗ビル・百貨店について、9 ページですけれども、紙類については同じでございませぬ。びん・缶・プラスチックも同じような形で推移しますけれども、厨芥類につきましては、件数の割に量が非常に多い。発生量としては平成17年度で5万 3,541 t、それを対象件数の 205件で割りますと、年間1建物当たり 261 t ですので、かなり大きな排出量になります。この辺について、食品リサイクル法等のかかわりがございませぬけれども、法改正の状況なども見ながら排出者さんと協議ができるような余地があるのかなと感じているところでございませぬ。

11 ページにつきましても、紙ごみとびん・缶類は同じでございませぬ。ホテル・旅館ということで、厨芥を件数で割りますと1建物当たり 122 t ぐらいの発生量になりますので、百貨店・店舗ビルと同じように、食品リサイクル法等の推移を見ながら、大規模建築物の指導の中で何らかの対応を今後する必要があるのかなというのが、表からわかることでございませぬ。

ざいます。

13ページには、集会場・劇場を書いております。これも、紙ごみ・缶・びん・ペットにつきましては、同じようなこととございます。

続きまして、15ページ・16ページでございますけれども、紙ごみとびん・缶・ペットは同じ推移でございます。それから、学校とか研修所の厨芥は、1建物当たりに割りますと非常に小単位になりますので、東元委員も言っておられましたけど、まとまって出すことができない部分もあるのかなと思っています。従って、厨芥類関係は資源化率が低い。ホテルとか店舗・百貨店以外は、1日の排出量を見ましても非常に小単位と感じているところでございます。

続きまして19ページは、大規模建築物における廃棄物の状況把握について書かせていただいております。今申し上げましたそれぞれの排出量、資源化量を排出事業者さんがどうして把握しているのかということについて調査させていただいております。発生量をどういうふうに把握しておられるのか、廃棄物の中身をどういうふうに把握しているのかを聞いたものにつきまして、掲示させていただいております。

発生量の把握につきましては、毎日排出量を把握して記録しているのが40.7%でございます。それから、一定期間排出量を把握し記録しているのが25.8%で、ほぼ7割近くは毎日排出量を把握されております。許可業者さんからの聞き取りによって把握されているのが29%でございますので、9割5分につきましては何らかの形できちっとした把握をされているという状況でございます。

どういった廃棄物を排出しているかという内容の把握でございますけれども、一定期間袋を開いて、その中身を把握して記録されているのが24%ございます。一定期間袋を開いて内容を把握しているということで、これは記録をとられていませんけれども、61%ございます。ただ漠然と把握している、大体こんなものが多いなという把握の仕方が13%ほどございます。従って、排出される分につきましても、廃棄物管理責任者の方が把握されているというのが実情でございます。

それから、20ページは、大規模建築物における廃棄物の状況把握につきましての具体事例を書いております。例えば北区Aビルは、一般ごみ・新聞・雑誌・紙・ペットボトル・缶の6区分をしておられまして、分別搬送システムがあり、自動的に計量されています。生ごみとびん・ガラス・ダンボール・シュレッダー紙等については、ごみ集積場で秤により計量して記録しているということで、このビルについては、自分らが排出する分につい

てきちっと記録されているという状況でございます。以下、ここに掲載している分につきましては、ビルによって違いはございますけれども、秤等によりきちっと計量、記録をされているというのがわかります。そういう実情だったということをご報告させていただきたいと思います。

それと、資料は付けておりませんが、神戸市の事業系ごみにつきまして、4月1日から指定袋による収集をされておりますけど、それに処理料金が含まれているのかどうか、再度確認をしますとご返事させていただきました。神戸市につきましては、指定袋の購入料に処理料金が含まれているという結果であったことをご報告をさせていただきます。

以上、34回の推進審議会の中で追加資料等でご意見をいただいた分のご報告でございます。

続きまして、資料2につきましてご報告をさせていただきます。この資料では、第32回から34回までの審議会でどういう議論がされてきたのか、今後の審議会での論議に役立てていただくために論点を整理させていただきました。

1ページは、これまでの議論のポイントでございます。2ページの絵で見てくださいと、一番上の「これまでの議論」と書いている部分でございます。大阪市における事業系ごみの現状と減量施策の問題について議論をしていただきました。大阪市の場合、他都市と比較して事業所数が突出しておりまして、事業系の占める割合が、全国平均の4割に対して6割で一番高いということ。さらに、中小零細事業者が多いという状況がございます。

それから、直営収集は家庭ごみ、許可業者収集は事業系ごみと区分してきたけれども、実態としては家庭系と事業系ごみが混在している部分があるのではないかと。また、第33回審議会でご報告しましたが、産業廃棄物の排除や大規模建築物に対する減量指導によって、事業系ごみ、とりわけ許可業者のごみとしてはピークの平成3年度は130万tでしたけれども、そこから40万t程度減量しているということでございます。

これまでの議論では、大規模建築物の減量指導とか産業廃棄物の排除、名古屋市の事例を検証させていただきまして、一度、排出事業者の持つ課題を取り除いていく作業が必要だという結論をいただきました。その取り除いていく作業から、ごみ減量に向けた効果的な誘導施策のあり方を検討していくべきではないかと。そのために、前回、先進的な取り組みの事例を検証していったらどうかということで、藤田先生なり中根先生・細見先生から、実際に取り組んでいる人から事情を聞くことが必要だというご指摘をいただいたとこ

るでございます。

それと、名古屋市の事例検証にかかわりまして、1事業所当たりの原単位では名古屋市が突出して少ないということでございました。名古屋市のほか横浜・神戸・広島で焼却工場への搬入禁止物の設定を行っているということもご報告をさせていただきました。特に東元委員から、大阪市は非常に小さい店が多く、また名古屋市では夜間搬入もなくて深夜収集もできていない、そういう排除の論理だけでいいのかというご意見もございましたし、細見先生からは、リサイクルの発生から最終までの流れを押さえる必要があるのではないかとご意見がありました。減量施策の検討という今後の論点では、大阪市ではリサイクル促進による減量、単に排除ではなくて再生利用可能な廃棄物をリサイクルに流していく施策が必要になってくるのではないかと。そのために中小企業の皆様のごみはどういうふうになっているのかという検討が必要になるのではないかとご意見を伺います。

そういうことで申しますと、2ページの真ん中に「現状の把握」ということで書いておりますが、ごみの組成を分析しなければなりません。それから、アパート・マンションの問題もございました。武智委員からは、アパート・マンションの現実課題が提起されております。それから、10kg未満の排出。小規模事業者に対する取り組みということで、大阪市は非常に中小企業者が多いので、こうした事業者に対する施策としてどういうことがあるのか。45ℓの袋で言いますと、大阪市の場合、換算率が3分の1ですので15kgになりますが、少ない排出量のところをどうしていくのかという問題にどうしても手をつけていかなければなりませんので、これについては次のページでご説明したいと思います。

また、事業系ごみの組成分析を予定しておりますが、組成を把握いたしますとリサイクルできるごみがこれだけありますよといったことも情報提供できてまいります。その分析結果によりまして、より排出事業者の皆さんに減量効果を上げる誘導施策を提起できるのではないかと思います。その調査結果ができましたら、また審議会の中でご報告をさせていただきます。

一番下に「大規模事業者に対する取り組み」を書いておりますが、大阪市の場合は、条例第9条に基づいて大規模建築物に対する減量指導を行っておりまして、19年度から1,000㎡以上の事務所ビルに拡大するという取り組みを行ってまいります。さらに家庭系ごみ・事業系ごみを含めて、中身の見えるごみ袋を使った排出をお願いしてまいります。

3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。これまでのご報告で、家庭系・

事業系がだぶっているように見えるというご指摘を小川委員から受けました。3ページの上の段ですが、これまでは10kg未満の排出事業者A万tということで、「？」マークをしておりました。現在、大阪市では10kg未満の排出事業者を調査しております。許可業者さんが取っておられる一部のアパート・マンションにつきましても、約1万棟ぐらいございまして、数値については「？」としておりましたけれども、我々のほうで調査をいたしました。

下段の図表を見ていただきますと、ちょうど真ん中のラインが事業系と家庭系を分けるラインで、直営で取っている10kg未満の排出事業者約8.7万tと予測しております。さらに、学校・公共施設の関係が約3万t。一方、許可業者さんが収集しておられるアパート・マンションが約8万tと予測しております。

それぞれどういうふうに算出しているかということでございますけれども、10kg未満の排出量8.7万tは、非常にたくさんの事業者がございまして、調査の概要を4ページに書いております。住宅地図で無料扱いの事業系ごみの戸数を出しました。それから約1,000カ所のサンプリングをいたしまして、それぞれ区単位で1事業所あたりの平均排出日量を算出し、ご報告の数字を出させていただきました。そうしますと、事務所単独で排出量の少ないところが大体4万5,000件ございまして、その排出量は5万2,000tぐらいございます。それから、商売をやっているけれどもご自分の住居と一緒にだということところが3万7,000件で、量的には3万5,000t。これら2つを合わせまして8万2,000件で8万7,000tというのが、調査の結果出てきた数字でございます。

一方、アパート・マンションにつきましても、約8万tということでございます。これは、許可業者さんの契約月量の総量に占めるアパート・マンションの月量割合を契約台帳から算出させていただきました。その割合が8.9%でございます。平成17年度の許可業者の収集実績が90万2,230tでございますので、その割合をかけまして約8万tと推計させていただきました。従いまして、この段階でほぼ家庭系と事業系ごみの量的状況が全部そろったわけでございます。後は、全体の事業系ごみがどういう組成を持っているのかということにつきまして、引き続き調査する予定にしております。

ちなみに、10kg未満というのは何かと申しますと、最初にこの問題が出てきた時にご説明をいたしましたけれども、歴史は非常に古うございまして、これが決まったのは昭和11年8月5日でございます。これは、明治33年の汚物掃除法に基づいて大阪市汚物排出及び処分受託規定を決めたわけで、その時に1日平均10kg以上の排出家庭及び大阪市の指定収

集回数、今ですと週2回ですけれども、それ以上の収集回数を希望される場合は有料ということになりました。10kgといたしますのは、その当時、瀬戸物のかけらとか練炭灰とか、土砂・がれきのようなごみが多い時代で、その時の平均的な家庭でのごみ排出量の上限みたいところで決められたのではないかと考えています。それ以降、10kgを基準にしながら今まで来ておりまして、この基準の見直しも考えていけないのではないかと考えております。

資料2ページに戻っていただきまして、右下のところに公共施設・アパマン・10kg未満の収集区分の整理ということになっております。さらに、それと関連いたしまして、真ん中に大きく「減量施策の検討」ということで、10kg未満の有料化と書いております。今まで廃棄物処理法に基づきましてやってきたわけですけれども、平成13年以降、循環型社会形成推進基本法が制定され、循環型都市の構築に向けて生産者も消費者も事業者もそれぞれが責任を果たしていこうということがございますし、廃棄物処理法の中にも排出者責任ということがございますので、事業系ごみの有料化という問題についても、いろいろご議論をお願いしたいと考えております。

従いまして、今後の論点といたしましては、次回以降の審議会の中で先進的な取り組み事例を話していただき、それを参考にしながら、大阪市の取り組むべき誘導施策のあり方をご審議いただくこと。また、ごみ減量施策検討の1つの論点としては、長年続いてまいりました10kg未満という基準の取扱い、有料化による減量をどうしていくか、さらにリサイクル促進による減量ということで、再生利用可能な廃棄物につきまして、できるだけ最終処理処分までの流れをつかみながら啓発指導を進める方法、さらに焼却工場での搬入禁止物の設定が考えられるのかどうかという問題について今後ご議論をいただきたいと考えております。

非常に雑駁な説明でございますけれども、今後ご議論いただきたい点につきまして申し上げます。

続きまして、お渡ししている資料につきまして簡単にご説明しますと、毎回、一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についてご報告させていただいておりまして、今回も1月までの進捗状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。

2枚目に、10月以降1月までの進捗状況を報告させていただいております。真ん中の粗大ごみの量を見ていただきますと、10月以降、粗大ごみを有料化いたしましたので、有料化に伴いまして、9月までにほぼ5倍に相当する申し込みがございました。10月までその

処理作業を引きずっておりました、10月は248%で増えております。11月は若干下がってまいりましたが、1月を見ていただきますと68.7%ということで、非常に数値のダウンがございます。

それから、容器包装プラスチック・資源ごみにつきましても、市民の皆さんのご協力をいただきまして、若干収集量が増えております。この分はリサイクルに回る分でございますから、ここが増えてくると大阪市の処理量が少なくなるということでございます。

一方、一般搬入なり業者収集でございますけれども、それぞれ1月の段階では前年同月より若干減量傾向にある。上半期と下半期を足した分につきましては、右側に書いております。総計で申しますと、今の段階では前年度と変わっておりません。これの大きな原因は、粗大ごみの有料化に伴いまして駆け込み需要が非常に大きかったので、粗大ごみ処理量の伸びが非常に多かったということでございます。2月、3月は量も減量してくると思いますので、若干前年よりは下回る数字になるのではなかろうかと考えているところでございます。

基本計画の進捗状況についてご報告をさせていただきました。以上でございます。よろしく申し上げます。

○郡鴉会長 ただいまのご説明に対しまして、ご質問及び今後我々が考えていく提案に対するご示唆とご意見をいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○服部委員 数値のことでちょっと質問をさせていただきます。資料1の最初のところでご提示くださいました各都市の収集量の推移がございますが、これは古い話ですので今は違うかもしれませんが、許可業者さんの収集の場合、大阪市域に限らず市外からのごみがかつてあったということを私はちょっと文献で読んだことがあります。とりわけそれは昭和40年代から50年代にかけてと文献で読んだので、その後はわかりませんが、今現在はどうなっているかということと、この収集量のデータでそれが識別可能なか不可能なのかということをお尋ねしたいというのが1点目でございます。

それと関連いたしまして2点目のお尋ねですが、許可業者の搬入物が大阪市で収集したものに限定されているか否か、現状において確認できているのかどうかということをお教えいただきたいと思うわけです。これはちょっと古い話ですけれども、ここで昭和30年代からのデータをご紹介いただきましたので、あえてお尋ねするのですけれども、昭和40年代から50年代は、大阪市は非常に大きな処理施設を充実させて、分別ということをあまり気にしないで、とにかく焼却処理、焼却した後出てきたものを処分するという経緯があっ

たとえております。名古屋市との比較がどうやら重要なので、あえて確認をさせていただきたい。その変化について、ちょっと確認ということです。

一つ、意見で申し上げさせていただくと、恐らく大阪市と名古屋市の差は、経済状況の差も大変にあると思うんですが、最終処分地の問題が各年代でかなり効いてきていると考えられます。昭和40年代の変化等についても、次回で結構ですので、名古屋市は最終処分地で相当課題を抱えていたと思いますので、そのデータもここに書き込んでいただきますとありがたいと思います。

それと、事業系のごみにつきまして、他都市、とりわけ今回は名古屋市を参照しながら審議が進んできておりますので確認をしたいのですけれども、名古屋市の場合の事業系ごみの収集、特に昭和50年代から平成にかけてのコスト的なことがもしわかりましたら、またお教えいただきたいなと思います。

もう一つ、これは自戒も込めてのことですが、今後こういう資料をご提示くださる時には、資料1の各都市の比較の際、左側のスケールですね。見やすいようにして下さっているのですけれども、スケールをそろえますと全然違うんですね。瑣末なことかもしれませんが、ちゃんと頭の中で変換し直せばいいのですけれども、資料提示の際にそのあたりをご検討いただけたらと思います。

あちこち申しましたが、特に最初の問題について、実情とかつての歴史についてご紹介をいただければと思います。

○谷課長 今、服部委員から、過去に大阪市で地域外ごみの搬入があったということを経典等で見つた記憶があるというご質問でございますが、実は今の住之江工場を建て替えますときに訴訟がございまして、細かい数字は忘れましたが、大阪市に搬入されているごみに他都市からのごみが混入しているのて、住之江工場の建て替えは必要ないのではないかという裁判提起がございました。確かに、当時他都市等から市域外ごみが搬入されていたという実態はございました。

その後私どもとしても、そういう実態を踏まえた上でいろんな対策をとってまいりました。一つは、当時焼却工場に搬入できるもの・できないものを事前に許可業者の方々が分類するなり前処理をするという形で、ごみを積み替え保管する施設、私どもは「中継地」と言っておりますが、そういう施設を認めていましたが、そこにいろんなものが持ち込まれているケースもございましたので、中継地等については認めないということで根絶をいたしました。その後、市域外搬入の事例を見ました場合には厳正な処分をするという要

綱、制度も定めてまいりましたし、常時市の内外をパトロールする体制、年間で定期的に曜日を決めまして焼却工場でのダンピングチェック等、いろんな対策を講じまして、市域外については、ほぼ根絶はできたかなと考えておりますが、まだほんの一部ですけれども心ない業者さんがおられまして、市域外搬入で処分をしたことが数年前まではございました。ここ1、2年は、今のところ市域外搬入で処分した事例はございません。

ですから、過去には市域外ごみが搬入されていたという実態はございましたが、それがどれだけかという量的な把握はなかなか難しゅうございますが、今はほぼ根絶できたかなと。これは私どもの対策もそうですし、許可業者の皆様がそれぞれ自助努力され、ご協力いただいてきたという経過があると考えています。ただ、ほんの一部の方ですけれども、時たまそういう事例があるというのは否定はできません。

○服部委員 それに関して、実態というよりも別のデータを確認したいのですが、搬入したごみの処理コストがかつてはそうだったということで私の記憶で申し上げるのですが、大阪市に持ち込むほうが単位当たりのコストが安価であった。従いまして搬入されていたという実情があるわけですが、他の市域との搬入コストの比較のデータがもしございましたらご紹介をお願いいたします。

○谷課長 政令指定都市で申し上げますと、服部委員ご指摘のように、大阪市は低いほうの部類、13大都市の中では下から2番目か3番目ぐらいのデータになっているかと思えます。搬入手数料を全国ベースで申しますと、近畿圏は低いレベルにある。大阪市は許可業者さんから10kg当たり58円の手数料をいただいておりますが、大阪府下では大体30円～60円台ということでございます。今、服部先生から大阪市の搬入手数料が極端に安いから他から流入しているのではないかという指摘もございましたが、大阪府下ではほぼニアリーな数字になっておりますので、私どもとしてはそういう懸念は今はしていないと申し上げていいかと思えます。

○村田委員 今の服部先生のご質問ですが、当時、住之江工場で訴訟がありまして、具体的に問題になったのは堺市からの流入なんですよね。大和川を越えて大阪市内に入ってくる。これはものすごく漠然としていますが、当時、40万tぐらい助かったと堺市ではおっしゃっていた。これは裏話ですけれども、そういった事実があるわけです。訴訟記録にもごちゃごちゃ書いていますけれども、真偽のほどはわかりません。堺市は、具体的に言えば直営ではなくて許可業者さんをお願いしている市ですけれども、そこと比較してもらったらどうかなあという感じがします。その点、補足して付け加えます。

私自身の質問は、厨芥の再資源化率が非常に少ないですね。しかも、学校とか研修所というのが少ないです。学校は70カ所を調査されていますけれども、それは全部ではないと思いますが、学校が非常に少ない。百貨店さんは、厨芥の量もさることながら、10%から9%は再資源化されていて非常に感心したんですけど、これについてもうちちょっと補足していただきたい。学校はなぜ0.3とか非常に小さい数字になっているのか。小学校・中学校、たくさん給食が出るのになぜなのか。いや、それは違うんだと言われるかもしれませんが、その辺の詳細を教えてください。

○谷課長 厨芥類の資源化量が非常に少ないというデータですが、特に事務所ビル、それから研修所等々の厨芥と申しますと、茶殻とかコーヒー殻、厨芥という分類はいたしておりますけれども、どちらかと言うと絶対量も少のうございますし、品目別にリサイクルはなかなかできない。絶対量が少なくて、それだけロットがたまらない。それと、リサイクルするにもなかなかルートがないというケースがあるかと思えます。

店舗・百貨店さんでは、バックヤードで魚・鳥等を加工されていますので、あらなどをリサイクルに回されているケースもございます。それから、食品リサイクル法の関係でリサイクルに回されているというケースがあるかと思えます。

食品リサイクルの関係は、前回もご質問なりご意見があったと思いますが、年間100t以上を排出される事業所については20%減量ということが言われておりますが、食品リサイクル工場が近畿圏でも非常に少のうございます。また、東元委員からご発言があったかと思いますが、リサイクルにかかるコスト負担とか絶対量の問題、処理ルートの問題等々、いろんな問題があつてなかなか進んでいないと聞いております。ただ、この食品リサイクル法も、今国会で改正案が上程されているという状況がございますので、食品リサイクルも今後進んでいくのではないかと考えております。

ですから、先ほど申しましたように研修所や事務所等は茶殻とかコーヒー殻が非常に多くございまして、絶対量が少ないということと、それをリサイクルできるルートが少ないというのが現状でございます。

○山田委員 今日の資料はすごく整理されていて、自分自身も整理されてすごくよかったのですが、資料2の2ページにある「今後の論点（案）」に関してですが、資料1でも、大規模事業所については、ごみの組成なり、それがどれだけリサイクルされているかをきっちりつかんでおられて、できるものはできている、できないものはできていないとはっきりわかりました。

先ほど10kg未満の話が出ましたが、それに関しても、ごみの量ではなくて嵩だということが何回も出てきている中で、10kgという根拠をもう一度きちっと考え直していただく。大規模のところでも中身の見えるごみ袋による排出指導ということが出ているわけで、今後有料にするかどうか、量の問題とか金額とかを考える時に、嵩というもの。それと、先ほど大阪市では45ℓを15kgとしている。今の実際の45ℓで15kgはないのではないのでしょうか。実質的にはたぶん半分ぐらいになっていると思います。今の時代のごみの組成をもう一度きちっと考えられて、もし有料化ということであれば、説得力のある数字を出してこないと駄目なのではないかなと思います。

それと、大規模のところでは平成19年から1,000㎡以上を規制の中に入れるということですが、大阪市の特徴として中小零細が多い中で、それに対する施策がまだまだだというのがここにも出ています。それがイコール10kg未満を有料にすることなのかどうかということも、ここにはちょっと見えてこないなと思います。そこにはリサイクル促進による減量とありますが、できるものはできている、できないものはできていない。その中で再生利用可能な廃棄物で焼却工場への搬入禁止物の設定とありますが、その可能性のあるものとは何なのか。先ほどのご報告の中に「その他の紙については後ほど」ということがあったのですが、大規模でも「その他の紙」についてはリサイクルが全然できていないという現状なので、「その他の紙」とは何なのかということも含めて教えていただきたいなと思います。

○谷課長 まず10kgの問題でございですが大阪市の場合、事業系・家庭系という区分ではなく、戦前から大量か大量でないかというところに着目いたしまして、大量については有料ですという体系をつくり上げてまいりました。ですから家庭でも大量であれば有料ですよという体系です。

それと、我々が着目していますのは、やはり嵩。今おっしゃいましたように、大阪市の場合45ℓを比重3分の1にして15kg換算で排出者の方からお金をいただいておりますが、我々としては嵩が一番重要だなと考えております。物を運びます時に、嵩によりましてどれだけ積めるか、実重量としてはほんの数百kgしかなくても、4t車が満杯になるということがございますので、嵩についても着目をしていかなければいけないと考えております。

それと、「その他の紙」とは何かということですが、これもいろいろございまして、それぞれの実態は違いますが一例を申し上げますと、ペーパーカップとかシュレツダ

一でつぶしました紙類、ティッシュペーパー等々の衛生ちり紙、容器包装になりますが、たばこの包装紙とか、雑多なごみが含まれております。ペーパーカップなどは、オフィスで分別しても物性としてはリサイクルは可能でしょうけれども、実際そのリサイクルルートがないというところが隘路になっているかなと考えております。

○東元専門委員 まず1点、お願いになるとは思いますけど、ほかの委員の先生方もおっしゃっていたと思いますが、資料はできたら事前にいただけないかなと。今日も私、時間を見ておりましたら、確かにご丁寧なご説明で非常にありがたいのですけれども、約50分ぐらいそれに費やして、議論の時間がどうしても縮小されるので、せめて2、3日前にでもいただけたら、目を通させていただいてダイレクトに質問できるのかなと思いますので、もし可能ならば次回から事前にいただけたら非常にありがたいと思います。

今日いただいている資料でご質問とご確認ということになるとは思いますけれども、まず資料1の1ページ、3都市のごみ量推移ということで、昭和35年から平成16年までのデータがここに出ております。ちょっと疑問に思っているのですが、横浜市と名古屋市の許可業者さんが請け負っておられる量がグラフで見たらすごい微量で、えっ？と思っているんです。我々、前にもご紹介させていただいたように、年に1回政令指定都市の業者の会議がございまして、その中でいろんな議論をするのですが、私が認識してるのは、少なくとも名古屋市の許可業者さんは約20万t以上の量をたぶん収集されていると思います。これは、自己搬入のところはかなりその量が入っているのかなと。それと、横浜市においても、下の棒グラフで見たらわかりますように、横浜市全体としては事業系のごみが約50万t近くあります。実際、許可業者が102業者と先ほどご紹介がありましたが、数えるのが不可能なぐらいすごく微量になっていて、これはちょっと実態と異なっているのではないかという気がしています。そこをご確認をいただけたらと思います。

2点目に、3ページ、前回お出しいただいた大規模建築物ですね。現在、指導されている発生量の実績が出ていますけれども、これも今回何を基準にこういう数量を算出されたのかというのが説明がなかったもので、いわゆるレアなデータなのかどうか。実際、全件秤を使って量ったものなのか、そうではなくてある程度目分量で出した量なのか。

17年度実績でいきますと、約2,400件の排出事業所に対して40万tというのはどう考えてもべらぼうに多い数字だと思うんですね。今日いただいた資料ですと、アパ・マンを引くと80万tぐらいになりますから、その半分ぐらい大規模建築物の方がごみを出しておられるというのは非常に意外な数字のように思いますし、ごみ発生量から資源化量を引いた

量がごみ焼却量ですよと前回お話しされていましたが、決してそうではないのではないかとという意味で、このデータそのものがレアなデータかどうかもしわかる範囲でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと今回、局のほうから我々が扱うアパ・マンの大体の推計量が出ました。私はこれは当たらずといえども遠からずの数字なのかなと思ひていますが、一方では大阪市の直営さんが現在収集されている10kg未満の非常にグレーな部分が約8万7,000tあるということで、私はこの数字の正確さがどうかということにはわかりませんが、少なくとも私たちが今回の審議会でご提案させていただいて、ぜひ前向きにご協議いただきたいと思ひているのは、やはりこれが無料で大阪市の税金で賄われて処理されているということ。

以前、直営さんの収集コストと焼却工場で焼く処理コストが、確か平成15年度ぐらいの実績で出ていたと思ひますけれども、大阪市さんが収集すると、大体t当たり3万3,500円のコストがかかっています。焼却するのに約1万3,000円、正確には1万2,900円だと思ひますが、埋立処分も含めて約1万3,000円ぐらいのコストがかかっている。これはちょっと観点が違うので申し訳ないですけど、現在大阪市が抱える財政難を考えますと、少なくとも約41億ぐらいのコストがかかっているんですね。それをまったく無料で処理されている。

税金で42億円の事業系のごみを処理されているという実態を考えると、当然これは有料化すべきでしょうし、さらに申し上げると、手前味噌になりますが、少なくとも我々許可業者が収集運搬しますと、業者によってコストが違いますので一概には言えませんが、うちの会社の現在の収集運搬コストは、大体kg当たり11円ぐらい、t当たり1万1,000円ぐらいです。大阪市さんと比較すると約3分の1ぐらいのコストで収集業務が賄われているということも考えると、やはり事業系については、限りなく処理コストを排出事業者さんに負担していただひて、できるならば民活を導入していただひて、我々の活力を導入していただひてことで今後の大阪市の財政負担が非常に軽減されるのではないかと。これは少し観点が違いますけれども、そういうこともぜひご協議いただけたらなと思ひておひます。

ちなみに、日頃我々許可業者が行う事業活動において、よく言われるのは、「うちのごみの量がしれてるので、家へ持って帰って捨てます」という方が結構おられるんですよ。「いやいや、そうじゃなくて、事業系はやはりきちっとコストを負担して処理してくださいよ」と言ひますけれども、少しでも経費を軽減したいからということで、お家に持って帰って処理されたり、あるいは仕入れに行かれた時に、最近は少ないと聞ひていますが、

中央市場とか木津市場とかに捨てて処理されているということも聞きますので、こういったところも含めて、この機に事業系と家庭系の区別というものを十二分に整理されるべきではないか。この点についてはご提案をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○谷課長 2点目の答えが先になりますが、東元委員から以前にも大規模建築物等の報告はどうなっているのかということがございまして、そういう指摘も踏まえまして、私も、平成17年度の指導対象 2,395件について再度全件チェックをいたしました。資料1の19ページに載せさせていただいています。その全件がどういう形で発生量を把握されているかを調べますと、毎日排出量を把握して記録しているのが40.7%、一定期間排出量を把握して記録しているのが25.8%、また許可業者の方々から聞いて把握しているということで、95%以上が量的に把握している。その内容物について、一定期間袋を開いて把握している、それから把握をしているが記録していないというのを合わせても、大体80%程度把握されているということがございました。

特に今回、事務所ビルと店舗・百貨店等がどうされているかということで、特徴的なところをピックアップして20ページに具体事例を書かせていただきました。これは先ほど東元委員がおっしゃったようにレアケースですが、非常に熱心にやられているところです。北区のAビルはオフィスですが、オフィスフロアに6つの分別区分のボックスを置かれていまして、ごみを運ぶパイプラインみたいなものが建物内にございまして、例えばaを投入いたしますと、そのパイプラインが自動的にaを保管するところに運んで、そこで自動的に計量している。店舗・百貨店で申しますと、北区のA店さんはデパートとかホテル、テナントと非常に複雑なビルですが、こちらも非常に熱心でございまして、各テナントごとに何店から出すごみですよというのをすべてバーコードでつけていただいて、ダストルームでどの店舗がどういうごみを、どれだけ出しているかということも管理されています。大規模建築物については、我々としては発生量・再資源化量は把握されていると考えております。

大規模 2,300件で発生量が40万 4,000 t、資源化量が16万 3,000 tということで、結果的には 2,300件から25万 tのごみが排出されていると我々は考えております。

○辻課長 冒頭にお断りをしなければいけなかったのですが、前回は服部委員からご指摘を受けました。事前に資料配付せよということですが、今回もそういうふうにとやろうと思ってやってきたのですが、ちょっと手間取りまして申し訳ございません。常に肝に銘

じてやっておりますけれども、大変ご迷惑をおかけいたしました。

2点目に、東元委員が言われました資料1の3都市の推移ですけれども、確かに許可業者の数と量を比較すると非常に数値がおかしいので、我々としてもおかしいねという疑問を持ちながらも、全体量として把握できるのは一般搬入の中の区分けは別としましてもこれぐらいの量ではないかと。実際の収集処理量がこのくらいなのかということは、我々もちょっと疑問を持っております。それは大きな全体の流れを見ていただく数値として出させていただきました。

○中根委員 この間質問したことについて、かなり手間をかけて資料をいただいたので、よくわかるようになったと思います。ただもう1つ、先ほどもちょっと出ていましたが、前から言っていますけど厨芥が非常に多い。全体の量の3分の1が厨芥なんですね。ところが、そこが非常にリサイクル率が低い。ということは、ここで議論するのはその部分をどうするかということが非常に重要になってくるのではないかと思うわけです。

もう1点は、どれぐらい把握できているかという円グラフをいただきましたけど、把握している事業所の数での円グラフでしかないですね。量でどうなっているのか。大規模のところは抜けていたら、把握の精度がガサッと落ちるわけですね。事業所の数ではこれだけの割合は把握していますよということですが、実際出ているほかのいろんなごみの量としてどの程度本当に把握できているのか。処理するという形から言うと、もうちょっと知りたいと思います。

それから「その他のごみ」の中の「その他」というのが、量が多い。十五、六%ぐらいあるのではないかと思いますけれども、そこが非常にリサイクル率が低い。そうすると、その他の中の紙以外の「その他のごみ」というのは、大体どんなものが入っているのかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○小畑委員 資料2の2ページの表で、今後の論点として事業系ごみの減量施策として有料化による減量、特に10kg未満の有料化、それからリサイクル促進による減量とあるのですが、前にも事業系ごみの組成を聞きましたが、国の方では例えば事業系一般廃棄物のうち紙ごみは一般廃棄物ですが、廃プラとか缶・びんについては分類からいくと産廃という言い方をするんですね。容器包装の議論の時に容器包装をリサイクルするのであれば、家庭系も事業系もすべきだという主張を強くしたんですが、事業系一般廃棄物については、「廃プラ、金属物は産廃ですから対象外です」と押し切られてしまったという経過があります。

今日、組成を見せてもらっていると、廃プラにしても缶・びんも結構あるので、今後、容器関連の廃プラ・缶・びんはリサイクルしていくべきだと思います。国に向けて、大阪市は割にそういうものが多いので、それはリサイクルしていかなければいかんということをしつぱり訴えていくべきです。容器包装の中に事業系一廃も入れておれば、そのリサイクルは促進されるということになりますので、特に事業系一廃を多く扱っている大阪市あたりが中心になって、国に考え直すように働きかけて頂きたいと思います。

○山田委員 先ほど質問させていただいた中身でお答えしていただけていないと思うのと、その後他の先生方からも出たのですが、資料2の2ページ、これから再生利用可能な廃棄物の搬入禁止を設定しようというのは、組成の中で一体何を考えておられるのでしょうか。それが物理的に、あるいは経済効果的にできるものかどうか。そういうことが前提でお答えいただけたらと思います。

○郡嶋会長 これまでのところを少し事務局からお答えいただきたいと思います。

○谷課長 中根委員から、5ページの表ですが、大規模建築物等では発生量は9万2,000 tで、資源化量は6,658 tですので、資源化率が6.9%で、大規模建築物については厨芥類のリサイクルが課題になるのではないかとのご指摘がございました。確かに、大規模建築物で厨芥類のリサイクルがなかなか進まない。これはいろんな原因があろうかと思えます。厨芥類は先ほども申しましたように、リサイクルするためのコスト・ルートの確保・リサイクル工場の偏在化等々いろんな問題があって、また、ある程度流通するためにはロット数があるのですが、長期間保存も難しく、厨芥類についての課題を一朝一夕に解決できる方策が少ないのではないかと考えております。

今後、食品リサイクル法の罰則規定や報告義務等が出てまいりまして、年間100 t以上の厨芥量が発生する事業所が対象になりますので、非常に大規模な食品関連事業者ではリサイクルは進むと思いますが、一般的に言いますと、大阪市のような大規模建築物にまでそれが及ぶかどうかは非常に疑問なところがあろうかと思えます。これについては非常に課題があると考えています。

それと、私どもが指導しております大規模建築物二千数百件については、先ほど申しましたように、再度私どもとして全件チェックいたしまして、約九十数%が量を把握されているということなので、我々としてはこの報告数字はほぼ正しいのではないかと考えております。

それから、「その他のその他」とはどんなごみかというご質問でございますが、非常に雑

多でございまして、割れたコップとかいろいろなもの、ここに書いているもの以外すべてと
思っていたらいい。オフィスビル等で考えていただいたら、割れた瀬戸物類、我々
も注意しなければならないのですけれども、ついポイと捨ててしまうオフィスペーパー
等、いろいろなものがございます。

それと、小畑委員がおっしゃいましたように、厳密に申しますと、事業所から出てくる
金属、廃プラスチックは、法規制上は産業廃棄物というのは間違いないと思います。た
だ、産業廃棄物だから産業廃棄物の処理ルートで処理をさせるという原則はあろうかと思
いますが、大阪市の場合でもびんとか缶・ペットボトルは事業所さんがリサイクルに非常
に努力されていますので、我々としては、それはそれでよしとしなければいけないのかな
と思います。その点、いろんな品目によって業種限定があつたりなかつたりと非常に難し
いですが、我々としては、物のリサイクルを進めるという観点から言いますと、国にもい
ろんなことを打ち出していかなければならないとは思っております。

山田委員から、再生利用可能な廃棄物の受入禁止について何かターゲットがあるのかと
いうご質問内容と思いますが、これも非常に難しゅうございまして、物性だけとらえます
と再生可能なものはたくさんあろうかと思えます。ただ、物性では再生可能でありまし
ても、ロット数を集めないと再生もできませんし、それが流通するためのリサイクルル
ートの確保、コスト等々いろんなことを考えますと、ここにはそういう施策は書いてお
りますが、トータルで考えませんとなかなか難しいのではないかと。これはリサイクル
できるから焼却工場で一切受けませんよというのは、ちょっと短絡的すぎることになる
のではないかと。それがどういう形でビル・オフィス等で保管されて、物流で動いてリ
サイクルされるか、そのコストがどれぐらいかかるかということもトータルで考えない
といけません。今後の減量施策を検討する上では、その辺も含めて皆さんでご論議を
していただきたいと思っております。物性だけをとらえて受入禁止というのは、我々
としては短絡すぎるかなと
考えております。

○中根委員 紙類以外のその他のものについてお聞きしましたが、雑多だということだ
ったので、それはそうだろうと思うのですが、逆に言いますと、その中で約1割余りが
リサイクルされているんですね。そのリサイクルされているのは、一体どんなものがさ
れているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○谷課長 まず考えられますのは、金属類がございまして、小畑委員からは、本来これは
産廃ではないかというご発言になろうかと思えますが、オフィスや大規模等が出てくる金

属類はリサイクルされている可能性が非常に高うございます。

○細見委員 重複するのを避けたいのですが、横浜の「G30」はどういう意味ですか。

○郡嶋会長 ごみの30%を減ということです。

○細見委員 こういうようなキャッチフレーズとかを持って入れていただかないと、市民のごみ行政への参加はなかなか得にくいと思います。あまり小さなごみの中に分け入るというよりは、むしろ大もとといいますか、食べ物かすとか、あるいはできないもの、事業所のごみをどれくらい減らしたらかなり目標に達するというので、短期の目標でわかりやすいものを掲げていただいて、それを掲げながら具体的な検討施策をやっていくという形にさせていただかないと、ちょっと袋小路に迷っていくような気がします。

そういうことで言いますと、説明の中でリサイクル率がこれで頭打ちとはおっしゃらなかったのですが、安定しているとか経済とごみの率は連動しているとか、なかなかその他のごみの中身がわからない。それはそのとおりなのでしょうけれども、ちょっと発想を変えていただかないと。経済とごみが連動していたというのは、今までのグラフに書いてあるように平成以前の話でありまして、それ以降はそうではない。むしろごみを出さないことが経済の発展にもメリットがあるという形になっていますから、その辺の認識を180度変えるような意気込みで、「G30」のようなものを出していただきたいと思います。

○服部委員 最初は質問で始めてしまったのですが、今回の資料を拝見して、私は全体を見渡してすごくいい資料が出た、論点がこれで明瞭になったなという気がしました。いろいろお願いとかクレームめいたことばかり申し上げたのですが、逆にここから始めたいなという資料がたくさん出たと思います。

具体的にどういうことかと申しますと、資料1の1ページから申し上げますと、ちょっとスケールの問題はありますけれども、今、細見委員がおっしゃったような経済との連動ではない点に目を移すということ、それから資料的な限界があるということが、こういうことを提示してくださったのでわかったということですね。できればここにそれぞれの都市の分別が始まった時期を書いていただくといいなと思いました。

特に今回ここから始めたいなと思いましたのは、資料1の3ページ、大規模建築物における用途別ごみ発生量等の資源化率のデータが出てるんですね。資源化率のパーセンテージをぱっと確認しましたところ、やっぱり低いのは20%台のホテル・旅館・集会場・劇場・娯楽場で、ここが低くなるのはなぜかと言うと、皆様のご指摘がある厨芥の問題だと思います。ということは、大阪市としたら資源化・リサイクルを考える時、どうやら厨芥

の問題を取り上げて、中根委員がおっしゃったように、具体的に何ができるかということ
を攻めていくターゲットが1つははっきりしたというのが、今回資料をご提示いただいてつ
くづく思った次第です。

それから、皆様方がおっしゃっていたことで「それ以外」は何かということではいろいろ
出てきたわけですが、それも今回こういう提示をいただいたのではっきりしたこと
ですので、「それ以外」は何かというところを攻めていけばいいと思いました。

厨房を今後の論点の1つとすべきだと私は思いましたが、もう1つは比較的パブリック
な大規模建築物、すなわち学校・図書館・研修所は置いておきますけれども、ここの資源
化率が低いというのは一体どういうことだろうと。これは若干公的な施設に身を置いてい
る者としたしまして、リサイクルはやっていますけれども、あんまり雰囲気としてないん
ですね。その意味においてはちょっとターゲットを絞って、パーセンテージ全体に占める
比率は件数的にも低いかもしれませんが、モデル的に集中的にその資源化率を上げる
というのも1つのやり方ではないかなあという気がするわけです。その意味で、今までもや
ってきておられますが、分別なんかの時にモデル的な地域を選ぶとか、モデル的な施設を
選んで観察するということが必要ではないか。

最後に1つ申し上げたいのは、これは非常に貴重な資料ですので、大規模建築物におけ
る資源化がここまで進んでいる、あるいはここまでしか進んでいないということに関係者
に周知いただきまして、ここを足がかりにして次にどういうふうにしていくか。せつかく
こういう資料をおまとめいただいたものを市民で共有して、さらには先ほど細見委員がお
っしゃっておられましたようなキャッチフレーズとからめながら、組織のお名前も変わっ
たことですので、こういうことを環境部門としてやろうとしているということをアピール
して、最終的には恐らくコストの問題がありますので有料化という形になっていくと思
いますけれども、それを考える時の資料提供を情報公開という意味では是非していただき
たい。ですから、今回お出しいただいた資料はいろいろ課題はあるとしても、ここまで出
していただけたということは非常にわかりよいという意味でよかったなと思っております。
以上です。

○宮川委員 今回の資料がいいという意見があるのですが私もそう思います。先ほど
から何回もあるように、資料2の2ページ、リサイクル促進による減量ということで、再
生利用可能な廃棄物の焼却場への持ち込み禁止ということで、具体的にアイテムは書いて
いないですが、資料1の例えばOA紙でしたら70%今リサイクルしております。残

り29%を焼却場へ持ち込み禁止にして例えば民間へ回すとした時に、民間のキャパですね。その処理能力があるか。その辺のアイテムごとのキャパが事前にわかって、例えば「これを中止します。その分はこの民間ルートを使ってくださいよ」という紹介ルートがとりあえずいるかなど。リサイクルルートを確立するための民間のアイテムごとのキャパを知りたいなという感じがしています。

後、先ほど450の件がありましたけれども、ちなみに神戸市の450のごみ袋は9kg入って72円の焼却料です。量的にはいっぱいいっぱいかなあと思います。以上です。

○東元専門委員 先ほどご提案させていただいたのですが、今回の資料提供にもございました10kg未満の今後の議論をどのように進めていくのかというのを、少しご回答いただけたらと思います。決して我々が事業系をやっているからという角度だけではなくて、大阪市全体のことを考えていくと、事業系のごみと家庭の一般ごみというのは大きく違うと思うんですね。この棲み分けをそろそろしないと、やっぱりいろんなものも逆に進んでいかないようにも思います。ここに出ていませんけど、名古屋市も他都市も大半は、事業系は完全に有料で区分されています。むしろこの点、大阪市が遅れているのと違うかなというところがあると思いますので、ここを後でご回答いただけたらと思っています。

もう1点は、前回も実態論で少しお話をさせていただいたのですが、厨芥という言葉ですけど、普通一般の方は厨芥と言われても「厨芥って何？」ということで、我々は専門用語で厨芥と言えば大体生ごみとか食品系のごみと理解しているのですが、食品リサイクルの話をする時に、いわゆる「厨芥」という一括りの言葉で片づけてしまうと非常に問題があると思うんですね。この厨芥が、調理前の野菜くずとか加工前の厨芥なのか、そうではなくて加工した後、調理した後のくずなのか、もっと言うと百貨店なんかの場合ですと売れ残った商品のことを言っているのか、いろいろあると思います。そういう区分の中で食品リサイクルを考えていかないといけない。

実は、一昨年ぐらいからある大阪市内の大手の百貨店さん、それとそれを収集されている許可業者さんとが、私が間に入れていただいて、前向きに食品リサイクルを考えておられます。当然、収集されている業者さんもそれなりに対応していきたいということいろいろと積極的に話をされるのですが、やはりハンドリングの問題、処理を受ける側の技術的な問題が、まず1点必ずネックに出てきます。百貨店さんのごみというのは皆さんご存じのように、地下の食料品街がございますよね。惣菜とか売れ残ったものは、いろいろ聞いていますと、スタッフの方が持って帰られるとかいうのもあるのですが、そういう

ものを処理するということになる、油や塩や醤油を使っていたり、いわゆる調味料を使っていることで、正直言ってリサイクルに向かないですよ。そういう技術的な問題がまず1つある。

近隣の施設、今大阪府下では堺市に2カ所、食品のリサイクル・加工ができる場所がございます。それと京都のほうですけど、これはかなり山奥のほうでして、園部のほうまでいかないとだめですけれども、そういうところにもある。どちらも、やはり加工されたもの、調理されたものは非常に処理がしづらい、リサイクルしづらいということで、仮にやったとしてもコストがkg当たり40円も50円もかかってしまう。大阪市の処理手数料が24円ですから、少なくともコスト負担でも倍、さらに収集運搬コストを考えると3倍も4倍もかかってしまう。じゃあどうしようかということで、そこでどうしてもストップしてしまうんですね。

だから、1つは技術的なハンドリングの問題がどうしてもあるということを見ると、厨芥というものを全部食品リサイクルの対象にしているのかどうかということをもう少し整理しないと、何でもかんでもやろうということにはならないのではないかと。その点をぜひここでもう少し実態例も紹介しながら、なぜ進まないのか、どういう問題があるのか、あるいはいろんな環境整備も含めて広い視点でお考えいただかないと、なかなか一括りにはいかないのではないかと。

我々も決して消極的ではなくて積極的に対応させていただきたいのですが、排出事業者さんと連携してやる中でどうしてもいろんな問題が現実問題としてある。できればステップアップ式といいますか、ファーストステップとしては、まず仕入れを見直していただいたり、あるいは少なくとも水切りをしっかりといただくことによって、まずは第一関門をクリアできるのではないかとご提案もさせていただいているので、一足飛びにということではなくて、そういったステップアップ式にお考えいただくということも必要ではないかとということで、実態例を少し紹介させていただきました。

○中根委員 今ご指摘があったことに関連するのは、先ほど私、紙以外の「その他」をお聞きしたのですが、そうすると金属がかなりリサイクルされていると。そうすると結局「その他」として混ぜてしまうとリサイクルされにくいけど、さらにされやすいもの、「その他」の中をもう少し分別したらいいのではないかと。厨芥も厨芥としてはだめだけれども、残飯とそれとを分けるとかによってかなりできるのではないかとということがあったと思います。同じようなことで、分別をこれから考えていったらいいのではないかなと思

ったんです。以上です。

○谷課長 まず、トータル的に申し上げますと、大規模建築物約二千数百件、最初にご紹介ございましたように、大阪市の約20万事業所のほんの一部ですが、この二千数百件から出るごみが約25万 t。今、許可業者さんが収集されている90万 t の中の25万 t がこういう大規模建築物から出てくるということで、この大規模建築物については、一定、ビルの管理体制もしっかりしておりますし、それなりの建物もございますし、分別したごみを保管するようなスペース等々もございまして、リサイクルが進んでいるわけでございます。そうした中でも特に品目別に見ていきますと、リサイクルが進んでいない部分がございますので、その辺については、今回の資料でどの辺が進んでいないかということをご提示できたかなと思っております。

進んでいない部分について、今後どうしていくかという議論も大切でございますし、先ほど申しましたように、許可業者さんが扱っている90万 t のうちの25万 t を引いた残りの65万 t、それと今回の調査で出てきました一部10kg未満が8万 7,000 t、ですから結果的に見ますと、事業系はアパート・マンションを差し引きしますと90万程度あるわけで、この90万 t の中の65万 t が大規模以外から出てくるごみですので、そのあたりをどうしていくか。これについては中小零細でございますので、リサイクルを進めるためのいろんな問題もございますし、先ほど東元委員からございましたように、現在の排出事業者責任を求めていく上で、どういう形の責任を持っていただくか、その中でどういう形でリサイクルしていくかというご論議をいただきたいなと考えております。

それから、厨芥類でございますが、家庭系ごみでも厨芥類というのがあるわけですが、家庭系のごみですと、私ども組成の細分類をしております、例えば調理する前の調理くずとか冷蔵庫に入れたまま使わなくなったものとか、いろんな分類をしておりますが、今のところ事業系ごみについてはそういう分類はしておりません。ですからまた調査をした上で、その辺もつかんでまいりたいと考えております。

○郡寫会長 最後に、事業者からの発言ということで小川委員からご意見をおうかがいしたいと思えます。

○小川委員 資料1の1ページですが、この前、東元委員がおっしゃっていましたが、請け負いの部分が大阪市は非常に多くて、他のところはほとんどない。これは恐らく許可業者の数とか量の問題があると思えますけど、大阪市さんが政策的にこういう業者の数を増やしているというか、そこに委託していることの原因がきっとあると思うんで

す。それは今日お答えしていただかなくてもいいですけど、そんなことがあってそうなっているのかなと思います。

もう1つは、このグラフをよく見ていただいたらわかるのですが、直営で集められている3市のものをその時の人口で割りますと、ほぼ同じぐらいの値になるんですね。さっきも何年かのシミュレーションをしてみたのですが、ほぼ同じぐらいになるということは、きっと市が集められるやり方というのは、どこの市もそんなに大きく変わっていない。結果的には事業系のものがどう処理されていくのかというところで、この量的なものが変化していくという気がします。だから、その部分で何かいい方法を考えていかないと、廃棄物の全体量を減らすというところはなかなか出てこないと思います。

先ほど10kg未満の話とかがあったのですが、そこも1つの手かもわかりませんが、もう1つは、事業系の一般ごみと産廃系のごみとの差ですね。産廃の行政のやり方と一廃の行政のやり方とでも若干差があると思いますが、恐らく一廃系を絞りますと、産廃系に流れることになりますよね。どこも処理するところはないですから、事業者はその辺に捨てるわけにはいきませんから必ず産廃へ流れます。そうすると、きっとコストは上がると思います。その辺、政策上どこかのバランスでうまくやっていく必要があると思うんです。

ここには一廃の業界の方がおられますけど、先ほどリサイクルの話もあって、いろんなリサイクルが実際にあります。産廃系の中では、結構いろんなリサイクルを実際問題やっていますよね。食品のからみでも、実際にやっているところはいくつもあります。一廃系をシャットアウトして産廃系へ持っていくのか、その辺で大きく全体の取り扱う量が変わると思います。一廃の事業者の方も産廃の方も千差万別ですけど、そこらをちょっとシミュレーションしていく必要があるような気がします。きっと一廃系を絞れば産廃系に移るだけの話だと思います。

もう1つ、リサイクル促進による減量のところで、再生利用可能な廃棄物の搬入禁止をしてはどうかという話があるのですが、これは行政の問題もいろいろあると思いますが、恐らく拒絶してしまえば産廃系に流れます。それで不法投棄が起こるとかいうことではないとは思いますが、コストバランスだけの話ですけど、そこらをもうちょっと明確にしていけば、いい案が出てくるような気がします。

○郡塙会長 それでは、最後に事務局から、全体をお聞きになってのお答えをお願いしたいと思います。

○辻課長 いろいろご意見ありがとうございます。小川委員が言われたことに関連しますけれども、大阪市としては、再生可能な廃棄物を禁止物としてほかに回す時に、福井県の極曲でしたか、あそこに市町村が責任を負うべき一般廃棄物が入っていたということがありますから、そういうことは絶対させてはならないだろうと。大阪市がとるべき施策も、搬入禁止することによって他で不法投棄されてはいけないので、このところはきちんと押さえたいといけないだろうと思っています。そういうことのないような形でうまく回るような方策について、いろいろご議論をお願いしたい。

そのために、先ほど10kgの問題が出ておりましたけれども、山田さんからご提起ありましたように、450は15kgという換算率(1/3)ということも見直していくべきだろうと思います。そうすると、10kgの問題も当然議論になってきますので、今まで大規模建築物の問題についていろいろ議論してまいりましたけれども、事業系ごみの組成分析がどうなのかということ調査をいたしますと、ごみの組成に基づいた減量施策がもっとはっきりできるだろうと思います。それと同時に、ごみ比重も明らかになってきますので、例えば宮川さんが言われましたように、現実に神戸市は450を9kgと言っておられますけれども、大阪市としてどうなるか。そのための資料が提供できるかと思っておりますので、もう少し時間をかけまして、今論点として提起していただいている点につきまして十分議論いただけますような資料の整備もしてまいりたいと思っております。

それから、細見さんから貴重なご提言をいただきました。横浜は「G30」ということですけれども、大阪市も「なにわともあれごみ減量は『上方(かみがた)』から」ということで、基本計画の中にそのキャッチフレーズを入れまして、平成22年度に147万tにしていこうと。少なくとも事業系ごみにつきましては10%の減量目標を掲げておりますので、そのためのご協力もいただきたいと思っておりますし、我々としても、できるだけごみを出さないところで大阪市がとるべき方策、さらに事業者さんにとっていただくべき方策を、もう少し時間をかけてこれからご議論いただけたらと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○郡寫会長 今日いろいろご議論いただきまして、ありがとうございます。またこれを課題の整理の中に入れていただければと思います。ただ、私、議論を聞かせていただきながら、1つは、この審議会としてはいろいろな利害関係がありますけれども、やはりそれぞれの方々に何らかの義務なり責務を課す、負担をいただくという時には、データのきちとした根拠を示していくということが非常に重要なことだと思っておりますので、引

引き続き大阪市におかれましては、我々が議論をして理解しやすいような形でのデータの提示をよろしくお願ひしたいと思ひます。できるだけ事前にとひうことも付け加えまして、努力目標としてよろしくお願ひいたします。データを精査されますと、ああでもない、こうでもないといふことで今日になってしまうといふことがありますけれども、努力目標としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次回の開催日について、事務局からご提案があればお願ひします。

○辻課長 次回の審議会ですけど、先ほど会長と調整をさせていただきまして、7月6日金曜日、14時ぐらいからといふことで日程を押さえさせていただきたいと考えております。会場は、できましたらキャッスルホテルでと思ひておりますけれども、またご連絡いたしたいと思ひます。

○郡寫会長 それでは、次回は2カ月後の7月6日の午後といふことでよろしくお願ひします。場所等詳細は後日事務局から連絡させていただきます。

本日は、これで終了させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○縣課長代理 本日は郡寫会長をはじめ委員の皆様には長時間にわたり、誠にありがとうございました。引き続き次回もよろしくお願ひしたいと思ひます。

閉 会 午後4時14分